

## 中国税務速報

2018年11月20日

### 1. 財政部 税務総局による一部の製品の輸出増値税還付率の調整に関する通知

税制の簡略化、輸出増値税還付政策の完全化のため、一部の製品の輸出増値税還付率を調整します。今回の関連事項について以下の通知を行います。

1) 印画紙・フィルム、プラスチック製品、竹床材、草籐編み物、強化安全ガラス、照明器具等の製品の輸出増値税還付率を16%へと高めます。

潤滑剤、航空機用タイヤ、炭素繊維、一部の金属製品等の製品の輸出増値税還付率を13%へと高めます。

一部の農産品、れんが、瓦、ガラス繊維等の製品の輸出増値税還付率を10%へと高めます。

2) 脱脂大豆の輸出増値税還付を廃止します。

脱脂大豆は製品コード23040010、23040090の製品を指します。

3) 本通知の第一条、第二条に関連する製品を除いて、その他の輸出製品については、従来の輸出増値税還付率が15%の製品の輸出増値税還付率を16%へと高めます。従来の輸出増値税還付率が9%の製品の輸出増値税還付率を10%へと高めます。従来の輸出増値税還付率が5%の製品の輸出増値税還付率を6%へと高めます。

4) 本通知を2018年11月1日から執行します。本通知で例示された貨物が適用する輸出増値税還付率は、輸出貨物通関書類で明記された輸出期日に準じます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3843788/content.html>

### 2. 国家税務総局による責任保険費用の企業所得税税前控除の関連問題に関する通知

「中華人民共和国企業所得税法」と「中華人民共和国企業所得税法实施条例」の関連規定により、今回雇用者責任保険、一般損害賠償責任保険等の責任保険の関連税務処理の問題について以下の公告を行います。

企業が雇用者責任保険、一般損害賠償責任保険等の責任保険に加入する場合、規定により納付した保険費用を企業所得税の税前控除にできます。

本公告は2018年度及び以後年度の企業所得税の確定申告に適用します。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3869455/content.html>

### 3. 財政部 税務総局 科技部 教育部による科学技術企業インキュベーター 大学科学技術園とハッカースペースの税收政策に関する通知

創業イノベーションをさらに奨励するため、今回科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園とハッカースペースの関連税收政策について以下の通知を行います。

1) 2019年1月1日から2021年12月31日まで、国家級、省級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園と国家備案のハッカースペースが自家用且つ無償で、或いはリース等の方式でインキュベーション対象に提供する不動産、土地について、不動産税と都市土地使用税を免除します。インキュベーション対象に提供するインキュベーションサービスからの収益について、増値税を免除します。

本通知のインキュベーションサービスとはインキュベーション対象に提供する仲介代理、オペレーティング・リース、研究開発と技術、情報技術、鑑査コンサルティングサービスを指します。

2) 国家級、省級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園と国家備案のハッカースペースは単独でインキュベーションサービス収益を算定する必要があります。

3) 国家級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園と国家備案のハッカースペースの認定・管理方法は国務院科技、教育部門から改めて公布します。省級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園の認定・管理方法は省級科技、教育部門から改めて公布します。

本通知のインキュベーション対象は上述の認定・管理方法の規定に適合するインキュベーション企業、起業団体と個人を指します。

4) 国家級、省級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園と国家備案のハッカースペースは規定により免税政策を享受することを申告する必要があり、不動産土地登記事項資料、不動産原価資料、不動産土地リース契約書、インキュベーション契約書等を審査のために保存することになります。税務部門は法律により後続の管理を強化します。

2018年12月31日以前に認定された国家級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園は、2019年1月1日から本通知に規定された税收優遇政策を享受します。2019年1月1日以後に認定された国家級、省級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園と国家備案のハッカースペースは、認定の日の翌月から本通知に規定された税收優遇政策を享受できます。2019年1月1日以後に資格が取り消された企業は、資格が取り消された日の翌月から本通知に規定された税收優遇政策を享受できません。

5) 科学技術、教育と税務部門は情報共有システムを構築し、早急に国家級、省級科学技術企業インキュベーター、大学科学技術園と国家備案のハッカースペースの関連情報を共有し、協調・協力を強化し、優遇政策の実行を保障する必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3855604/content.html>

#### 4. 国家税務総局 公安部による試験的に車両購入税電子納税済情報を応用して車両登記業務を行う公告

中国共産党中央委員会弁公庁、国務院弁公庁の「審査・批准サービスの便利化の一層の推進に関する指導意見」を貫徹し、「放管服」の改革を深化し、さらに車両購入税の納税と公安機関の交通管理部門の車両登記業務を便利化するため、一部の省市に試験的に車両購入税電子納税済情報を応用して車両登記業務を行うことを決めました。今回の関連問題について以下の公告を行います。

1) 2018年11月1日から、納税人は浙江省（寧波市を含む）、広東省（深セン市を含む）、重慶市、甘粛省に車両購入税の納税業務を行う際、税務機関は紙の車両購入税の納税済証明書を印刷・配布しません。

2) 納税人は車両購入税の納税後、直接公安機関の交通管理部門へ行き、車両登記手続きを行えます。公安機関の交通管理部門に紙の車両購入税の納税済証明を提供する必要がありません。

3) 試行地区の納税人が2018年10月31日以前（10月31日を含む）に車両購入税の納税を行った場合、紙の車両購入税の納税済証明書を持って公安機関の交通管理部門に行き、車両登記業務を行う必要があります。

4) 試行地区の納税人が2018年10月31日以前に（10月31日を含む）車両購入税の納税を行った場合、2018年11月1日以後（11月1日を含む）に車両購入税の納税済証明書の交換、再発行の業務が必要であれば、税務機関は依然として紙の車両購入税の納税済証明書を発行します。

5) 試行期間内に試行地区で車両購入税の納税を行った納税人は、「車両購入税納税済証明書（電子版）」で非試行地区の税務部門で関連業務を行えます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3844741/content.html>

#### 5. 国家税務総局による輸出増値税還付率文庫の2018D版の公布に関する通知

「財政部 税務総局による一部の製品の輸出増値税還付率の調整に関する通知」（財税（2018）123号）の関連製品の輸出増値税還付率の調整規定により、国家税務総局は2018D版の輸出増値税還付率文庫（以下「文庫」と略称します）を作りました。今回関連事項について以下の通知を行います。

- 1) 文庫は国家税務総局 FTP システム (100.16.92.60) の「程序発布」の目録にあります。各関係機関はダウンロードの上、輸出増値税還付審査システムに文庫の更新をする必要があります。その後、早急に文庫を輸出企業に配布する必要があります。
- 2) 各関係機関は厳格に輸出増値税還付率を執行する必要があります。無断での輸出増値税還付率の変更は禁止されています。発見されれば、関連人員の責任を追及されることになります。
- 3) 執行中に問題が発見された場合は、速やかに国家税務総局（貨物と労務司）に報告する必要があります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3850746/content.html>